平成２５年（フ）第８６９８号
東京都北区東十条５―16―５―201、住民票上の住所東京都北区東十条５丁目16―５
債務者　鈴木　浜子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７４号
岡山県玉野市田井５丁目８番３号
債務者　小林　昌代
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８７号
岡山市北区葵町４番30号、旧住所岡山市北区横井上803番地１フローリス横井101
債務者　寺坂　昌三
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３号
大分県宇佐市大字閤444番地
債務者　久保　博之
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月28日午後１時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第３６号
栃木県那須郡那須町大字伊王野1454番地２、前住所栃木県那須塩原市埼玉３番地574
債務者　後藤　康三
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月10日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第１１２０号
横浜市中区本牧原15番１―603号
債務者　長澤　英樹
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８３号
静岡市清水区西久保284番地の２　レオパレスセレーノ102号
債務者　加藤　大樹
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１３号
釧路市鳥取北３丁目15番15号
債務者　阿部　　勇
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月17日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１２１号
釧路市美原５丁目18番８号
債務者　小野田郁子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月17日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第８５８９号
東京都渋谷区渋谷１丁目８―８　新栄宮益坂ビル２Ｆ
債務者　関屋　雄大
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６７２号
東京都日野市落川810　都営落川第２アパート９―207
債務者　角田　尚子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６７４号
神奈川県相模原市南区新戸1719―１
債務者　高木　梅二
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６７８号
東京都江東区南砂５丁目14―４―205
債務者　堀内　隆一
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８号
栃木県栃木市大宮町2284番地　県営平川第１住宅６号棟21号室
債務者　照井　一富
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第３００６号
大阪市東成区中本４丁目３番13号
債務者　増田眞由美
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部